

西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助要綱

(目的)

第1条 この補助制度は、高齢者、障害のある人等が鉄道を容易に利用できるよう鉄道駅舎のバリアフリー化を促進するため、補助対象事業者が、エレベーター、エスカレーター、スロープあるいは階段昇降機等（以下「エレベーター等」という。）を設置する経費の一部を補助することにより、福祉のまちづくりの推進に資することを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 この要綱において「補助対象事業者」とは、鉄道事業法（昭和61年12月4日法律第92号）第3条の規定に基づく国土交通大臣の免許を受けて鉄道事業を営業者並びに交通エコロジー・モビリティ財団とする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助の対象となる事業は、補助対象事業者が市内の駅舎に旅客の用に供するエレベーター等を新設する事業であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。なお原則として、連続立体交差事業及び橋上化等に伴う駅舎の建設においては、補助を行わないものとする。

- (1) 1日の乗降客数が3千人以上の駅であること。
- (2) 補助対象事業者がエレベーター等を設置し、管理すること。
- (3) エレベーター等の設置によって、原則として駅舎入口からプラットホームまで、車いす使用者の単独利用が可能となるよう配慮されていること。
- (4) エレベーター等の仕様は、兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則第6条第1項に定める基準に適合していること。又は、これと同等以上の仕様であると市長が認めたものであること。
- (5) エレベーター等の利用は、原則として、鉄道の始発から最終までの間できること。
- (6) エスカレーターの設置については、設置しようとする駅にエレベーターが整備済みか同時に整備されること。
- (7) 階段昇降機の設置については、設置しようとする駅の構造上の理由から、エレベーター、エスカレーター、スロープの設置による高低差の解消が困難であること。

2 補助対象事業の経費の範囲及び区分については、次のとおりとする。

補助対象経費の区分	範 囲	
(1) 補助対象施設 購入費	エレベーター等の購入費等	
(2) 補助対象施設 工事費	建物（外溝）工事費	基礎工事、ピット新設、シャフト・機械室新設工事、外装仕上げ工事、スロープ工事、障害者対応型トイレ工事等
	電気設備工事	
	関連附帯工事	
(3) 事務費 (補助対象施設の整備に 直接要する経費に限る)	設計・管理費	

* 関連附帯工事費は、エレベーター等設置に係るホーム等改修費、情報提供機器設置費、駅舎構造改修費、駅舎施設移転費等をいう。

(補助金の額)

第4条 エレベーターについては、対象経費の実支出額と1基当たり150,000千円に基数を乗じた額とを比較して、少ない方の額(駅舎の構造、立地条件等に起因して多額の関連付帯工事費を要する等の理由により、当該少ない方の額を超える額を基準とする必要があると市長が認めるときは、市長が定める額)に6分の1を乗じて得た額以内とする。エスカレーターについては、対象経費の実支出額と1基(昇り、降り両方向利用が可能な整備)当たり50,000千円に基数を乗じた額とを比較して、少ない方の額に6分の1を乗じて得た額以内とする。スロープ又は階段昇降機については、1駅につき対象経費の実支出額と50,000千円を比較して、少ない方の額に6分の1を乗じて得た額以内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、同一駅にエレベーターとエスカレーターもしくはスロープを同時に設置する場合は、エレベーター工事費内で補助するものとする。

2 市は、県が市と同額以上の補助または負担を補助対象事業者に対して行う場合に限り、補助を行うものとする。

(事前協議)

第5条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、鉄道駅舎エレベーター等設置事前協議申請書(様式第1号)により、市長に事前の協議を行わなければならない。ただし、市長が、やむを得ない事情があると認めるときは、省略することができる。

2 前項の協議は、原則として補助対象施設の工事完了予定年度の前年度の8月末日までに行うものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 第4条の補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業実施計画表(別記1)

(2) 工事費見積書の写し

(3) 工事関係図面一式(道路面と改札口及びホーム間の移動経路を明示すること。)

(4) 補助対象施設仕様書

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をする。

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。

3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第8条 前条第3項の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内

は、申請を取下げることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の着手の届出)

第9条 市長は、補助事業者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、第1号又は第2号に掲げる変更を行おうとする場合は、鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、第3号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)

(2) 補助事業の内容の変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)

(3) 補助事業の中止又は廃止

2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付決定内容変更承認通知書(様式第6号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定額の変更)

第11条 補助事業者は、第7条第3項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、鉄道駅舎エレベーター等設置補助金変更交付申請書(様式第8号)及び市長が別に定める添付書類を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第7条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付決定変更通知書(様式第9号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の進捗状況報告等)

第12条 補助事業者は、市長から補助事業の進捗状況の報告を求められたときは、当該報告をしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期日内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書(様式第10号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了の届)

第13条 市長は、補助事業者に補助事業が完了したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)又は第7条の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、すみやかに鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添付して市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業実績一覧表(別記2)

(2) 契約書(又は請書)等の写し

(3) 工事完成検査完了済証又はこれに類する書類の写し

(4) 工事費精算書及びその内訳書

(5) 補助対象事業工事完成写真

(6) その他、市長が必要と認める書類

(是正命令)

第 1 5 条 市長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第 1 2 条第 1 項の報告があった場合に準用する。

3 補助事業者は、第 1 項の措置が完了したときは、第 1 4 条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第 1 6 条 市長は、補助事業に係る第 1 4 条及び前条第 3 項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鉄道駅舎エレベーター等設置補助金確定通知書(様式第 1 2 号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額(第 11 条第 2 項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。)と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 1 7 条 市長は、前条第 1 項の額の確定を行なったのち、補助事業者から提出される補助金請求書(様式第 1 3 号)により、補助金を交付する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払することができる。

(交付決定の取消し)

第 1 8 条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付決定取消通知書(様式第 1 4 号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 1 9 条 市長は、前条第 1 項の規定により取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 1 5 日以内に期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、第 1 6 条第 1 項の額の確定を行なった場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から 1 5 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第20条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市長に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納金額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市長に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第21条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第22条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産にかかる台帳を備え、保存しておかなければならない。

(管理等に関する協議)

第23条 補助事業者は、補助を受けて設置したエレベーター等の適切な維持管理に努めるとともに、管理方法等について市長が協議を求めたときは、これに応じるものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

別に定める事項

関係条項	内 容
第10条第1項	(軽微な経費配分の変更) 配分経費のいずれか低い額の30%以内の変更
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的及び主な内容の変更以外の変更
第14条	(指定期日) 事業の完了の日から起算して30日を経過した日 又は、翌年度4月10日のいずれか早い日

鉄道駅舎エレベーター等設置事前協議申請書

平成 年 月 日

西宮市長様

所在地

申請者(名称及び代表者名)

氏名

印

西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり事前協議の申請をします。

設置駅名		
補助対象設備	対象設備の区分 (各設置個所・数)	
	機器の仕様	
着工及び完了予定日	着工予定日 平成 年 月 日 完了予定日 平成 年 月 日	
補助対象事業費	円	

* 補助対象設備欄には、エレベーター等の区分、その設置個所・数(エレベーター：コンコース～上下ホーム、2基など)及び機器の仕様(エレベーター：車いす対応型11人乗りなど)

(添付書類)

1. 事業実施計画表(別記1)
2. 全体事業計画概略平面図及び断面図
(道路面と改札口及びホーム間の移動経路を明示すること。)
3. 補助対象事業概算見積書
4. その他市長が必要と認める書類

鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付申請書

平成 年 月 日

西宮市長様

所在地

申請者(名称及び代表者名)

氏名

印

西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助要綱第6条の規定に基づき、下記とおり補助金の交付を申請いたします。

記

設置駅名		
補助対象設備	対象設備の区分 (各設置個所・数)	
	機器の仕様	
着工及び完了予定日	着工予定日 平成 年 月 日 完了予定日 平成 年 月 日	
補助対象事業費	円	
補助金申請額	円	

* 補助対象設備欄には、エレベーター等の区分、その設置個所・数(エレベーター：コンコース～上下ホーム、2基など)及び機器の仕様(エレベーター：車いす対応型11人乗りなど)
(添付書類)

1. 実施計画表(別記1)
2. 工事費見積書の写し
3. 工事関係図面一式(道路面と改札口及びホーム間の移動経路を明示すること。)
4. 補助対象施設仕様書
5. その他、市長が必要と認める書類

様式第3号(第7条関係)

鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付決定通知書

指令第 号
平成 年 月 日

様

西宮市長

平成 年 月 日付けで申請のあった、西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助要綱に基づく補助金については、金 円を下記の条件を付して交付することに決定しましたので通知します。

記

1. この補助金の交付対象となる事業は、平成 年 月 日付 号で申請のあった事業とし、その内容は鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付申請書に記載のとおりとする。
2. 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助基本額	円
補助金の額	円
3. 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に記載のとおりとする。
4. 補助事業者は、西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助要綱に従わなければならない。
5. この事業は、平成 年3月31日までに完了しなければならない。

様式第4号(第10条関係)

鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付決定内容変更承認申請書

平成 年 月 日

西 宮 市 長 様

所在地

申請者(名称及び代表者名)

氏 名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定のあった西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく西宮市定西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助要綱第10条第1項の規定により申請いたします。

記

1. 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

2. 変更理由

様式第5号(第10条関係)

鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日

西 宮 市 長 様

所在地

申請者(名称及び代表者名)

氏 名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定のあった西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業について、次のとおり中止(廃止)したいので、承認願いたく西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助要綱第10条第1項の規定により申請いたします。

1. 中止(廃止)の理由

2. 廃止予定年月日 平成 年 月 日

3. 中止予定期間 平成 年 月 日~平成 年 月 日

様式第6号(第10条関係)

鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付決定内容変更承認通知書

指 令 第 号
平成 年 月 日

(補助事業者名)

様

西 宮 市 長

平成 年 月 日付けで変更申請のあった、西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

1. この補助金の交付対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおりとする。
2. 補助金交付の条件等については、上記のほかは、平成 年 月 日付 第 号の鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付決定通知書第3項から第6項までのとおりとする。

様式第7号（第10条関係）

鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業中止（廃止）承認通知書

指 令 第 号
平成 年 月 日

（補助事業者名）

様

西 宮 市 長

平成 年 月 日付けで中止（廃止）申請のあった、西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業については、下記のとおり承認することを決定したので通知します。

記

平成 年 月 日付けで申請のあった事業は、補助事業中止（廃止）承認申請書に記載のとおり中止（廃止）する。

様式第8号(第11条関係)

鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業補助金変更交付申請書

平成 年 月 日

西宮市長様

所在地

申請者(名称及び代表者名)

氏名

印

平成 年 月 日付 第 号で交付決定のあった西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業の内容を下記のとおり変更し、補助金については、金円の交付を受けたいので承認願いたく、西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業補助要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

1. 変更の理由

以下、補助金交付申請書の様式に準じる。

(注) 変更前を上段()書き、変更後を下段に記入する。

様式第9号（第11条関係）

鉄道駅舎エレベーター等設置補助金
交付決定変更通知書

指令第 号
平成 年 月 日

（補助事業者）

様

西宮市長

平成 年 月 日付けで変更申請のあった、西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金については、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

記

- この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付第 号で申請のあった事業とし、その内容は鉄道駅舎エレベーター等設置補助金変更交付申請書に記載のとおりとする。
- 変更後の事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助基本額	円
補助金の額	円
今回増（減）額決定額	円
- 補助金交付の条件等については、上記のほかは、平成 年 月 日付西福計指令第 号の鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付決定通知書第3項から第5項までのとおりとする。

様式第10号(第12条関係)

鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業遂行困難状況報告書

平成 年 月 日

西宮市長様

所在地

申請者(名称及び代表者名)

氏名

印

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった、西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業については、下記のとおり事業の遂行が困難となったので、西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業補助要綱第12条第2項の規定により報告します。

1. 事業の遂行が困難な理由

2. 今後の見通しと所見

様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)

鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業実績報告書

平成 年 月 日

西宮市長様

所在地

申請者 (名称及び代表者名)

氏名

印

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業を次のとおり実施したので、西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助要綱第 1 4 条の規定により、その実績を下記のとおり報告いたします。

記

設置駅名		
補助対象設備	対象設備の区分 (各設置個所・数)	
	機器の仕様	
着工及び完了日	着工日 平成 年 月 日 完了日 平成 年 月 日	
補助対象事業費	円	
補助金申請額	円	

* 補助対象設備欄には、エレベーター等の区分、その設置個所・数 (エレベーター：コンコース～上下ホーム、2 基など) 及び機器の仕様 (エレベーター：車いす対応型 1 1 人乗りなど)

(添付書類)

- 1 . 事業実績一覧表 (別記 2)
- 2 . 契約書 (又は請書) 等の写し
- 3 . 工事完成検査完了証又はこれに類する書類
- 4 . 工事費清算書及びその内訳書
- 5 . 補助対象事業工事完成写真
- 6 . その他市長が必要と認める書類

鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業補助金額確定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

西宮市長

平成 年 月 日付けで実績報告のあった鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業
(駅)について、西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金として下記のとおり補
助金を確定したので通知します。

つきましては、平成 年 月 日までに請求書を提出してください。

記

確定金額 ￥ _____ 円

以上

補助金請求書

金 _____ 円也

ただし、西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業補助金

平成 年 月 日付 第 号をもって補助金額の確定を受けた
駅エレベーター等設置事業について、西宮市鉄道駅舎エレベーター
等設置補助要綱第17条の規定により補助金を請求します。

平成 年 月 日

西宮市長様

所在地

申請者(名称及び代表者名)

氏名

印

電話 ()

振込先金融機関	銀行			支店
預金種別	・普通	・当座	口座番号	
(カタカナ) 口座名義人				

様式第14号(第18条関係)

鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付決定取消通知書

指令第 号
平成 年 月 日

(補助事業者)

様

西宮市長

平成 年 月 日付けで申請のあった西宮市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 補助金 円を取り消す。
2. 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助基本額	円
補助金の額	円
3. 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、別記のとおりとする。

(取り消しの理由)

以上